

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（552）

2. 日時：令和5年7月18日 10時00分～12時05分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

秋本主任安全審査官、片桐主任安全審査官、平本安全審査専門職※

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他15名

原子力事業統括部 原子力安全推進グループ（担当課長）※、他9名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r. 8. 2）
- （2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 43条（SA43H r. 7. 1）
- （3）泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100-9 r. 7. 2）
- （4）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 43条（SA43H-9 r. 3. 1）
- （5）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第43条 重大事故等対処設備）
- （6）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項（可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルート）
- （7）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第43条 重大事故等対処設備

- (8) 泊発電所3号炉 技術的能力審査基準及び設置許可基準規則への適合状況について 技能1.0/第四十三条(審査会合における指摘事項回答)
- (9) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等(SAT105 r.10.0)
- (10) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等(SAT106-9 r.9.0)
- (11) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等
- (12) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等(SAT107 r.10.0)
- (13) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等(SAT107-9 r.9.0)
- (14) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等
- (15) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等(SAT111 r.10.0)
- (16) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等(SAT111-9 r.9.0)
- (17) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(技術的能力 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等)
- (18) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等
- (19) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等(SAT114 r.10.0)

- (20) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r. 9. 0)
- (21) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (技術的能力 1.14 電源の確保に関する手順等)
- (22) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.14 電源の確保に関する手順等
- (23) 泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 付録2 原子炉格納容器の温度及び圧力に関する評価 (SAE9 r. 10. 0)
- (24) 泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 比較表 付録2 原子炉格納容器の温度及び圧力に関する評価 (SAE9-9 r. 9. 0)
- (25) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (有効性評価 付録2 原子炉格納容器の温度及び圧力に関する評価)
- (26) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 有効性評価 付録2 原子炉格納容器の温度及び圧力に関する評価

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁アキモトですそれでは本日のヒアリングを開始します泊発電所3号炉の、SAの設備手順関係ですそれではじゃ、事業者から説明をお願いします。
0:00:20	はい。北海道電力のイチタニですそれでは43条で、接続口関係についてのコメント回答と、それに合わせて見直した資料のご説明をさせていただきます。
0:00:35	まず、ヒアリングコメント回答リストが資料2-5になります。
0:00:42	資料2-5の4分の4ページ、No.18がまだ未回答で残っておりましてけれども本日回答いたします。
0:00:53	コメント内容、衛藤町京野5という資料、接続口の資料ですけれどもそれに対して、
0:01:00	接続口が屋内の実績及び離隔がどの程度あるのか確認し、説明すること。
0:01:08	また、接続口が両方とも屋内にある際の配慮事項について記載の必要性を検討し説明することと、
0:01:16	いうコメントをいただいております。回答の概要は、少しさらっとユフしますけれども、まず複数の接続口いずれもオクない。
0:01:27	に設けているような先行の実績は確認できませんでした。
0:01:32	これまでの配慮事項、下にちょっとつらつらと書いてございますけれども、基本、屋内に接続部長も二つ設けてましたけどもトレンとBトレンの別区画に設置する。
0:01:46	そしてそれぞれの接続口に対して別の
0:01:50	引き込み口を設ける。そうすることで、
0:01:55	共通要因によって接続することができなくなることを防止すると、そういう設計をしてございました。
0:02:03	しかしながら、最近のその先行実績等を確認して、屋外の人事所等、
0:02:13	踏まえて、ルート、
0:02:16	も通れないというようなことで同時に接続することができなくならないように、一番下のところですけど原子炉建屋の東側、
0:02:26	そして原子炉補助建屋の南側、
0:02:29	原子炉補助建屋内の3ヶ所に接続口を設けることといたしますと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:35	いうところで、反映した資料が今日の5という資料でございます。
0:02:41	今日の5という資料が、資料2-4が比較表です。
0:02:49	資料2-7に記載の適正化リストがございますので、これと対比して幾つかご説明をしたいと思っております。
0:03:00	資料2-7、手記載の適正化箇所リストのナンバー1、
0:03:07	まずは、
0:03:11	どういう接続口にしたかというのを見ていただくのが、
0:03:16	当市比較表資料2-4比較表の、今日の5-8ページを
0:03:24	ご覧ください。
0:03:28	今日の5-8ページが、原子炉補機冷却水系への接続口ですけれども、この原子炉建屋の東側、
0:03:39	の屋外に接続口を設けます。これが青いルートで導きます。
0:03:44	そして、原子炉補助建屋の南側左下の方にある赤点ですけれども、そちらに、
0:03:52	ピンクのラインで導きます。これが二つの屋外の接続口。
0:03:58	さらに、原子炉建屋の西側ということで一番左側にある接続口を、原子炉補助建屋の中に設けて、
0:04:09	これを緑のラインで導くことで建屋の中にも接続口を設けると。
0:04:18	こうすることで、外部時、外部の人為事象ですね、人事象によって、
0:04:27	青と、
0:04:29	ピンクがもし両方通れなかった場合においても、接続できるようにしましたというのが基本思想でございます。
0:04:38	で、記載適正化リストに参ります。
0:04:44	一番です。
0:04:48	今回は、
0:04:51	比較表の5-3ページをお願いいたします。
0:04:57	黄色くなってる箇所ですけれども、ここ、水を供給する接続口は、設置作業の効率化及び被ばく低減を目的に、可搬型大型送水ポンプ車、
0:05:11	注水及び水の供給設備の用途と、除熱設備の用途、それぞれ1台で送水可能な設計であると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:21	いう背ことを踏まえ、用途に応じた接続口を設置するというふう にさせていただきますここ、以前は、可能な限り屋内に接続口を配置 すると。
0:05:33	いう配慮事項を記載していた部分でございますけれども、
0:05:37	屋外に2ヶ所設けることにしたということもあって、可能な限り 行いという部分は、決して、
0:05:48	女川が可能な限り集約した配置という書き方してますけれども、 我々はなんでしょう接続助手集約はしてないんだけど、
0:06:00	用途に応じた接続口をそれぞれの建屋の壁面なり、
0:06:06	に設置していますということに見直してございます。
0:06:11	そして、今回原子炉建屋の東側に接続口を設けたりしましたの で、
0:06:18	その下とかに原子炉建屋、
0:06:21	外に接続口を配置するみたいな小原子炉建屋を書き出したところ が幾つかございます。これがNo.の大戸3番ですね。
0:06:32	適正化でした。
0:06:34	そして、
0:06:38	No.の5番。
0:06:40	比較表でいきますと、5-4ページですけれども、
0:06:44	この表でそれぞれ接続口の場所を見直したのでこの表にも、を反 映してございます。
0:06:51	原子炉建屋の東側と補助建屋の南側と、原子炉補助建屋西側の建 屋内と、
0:07:00	いうところに設けることにしています。
0:07:03	そして、同じ表の、ちょっと56条っていう部分がちょっと色つい てますけれども、これが経適正化リストのナンバー7でございま す。
0:07:16	条文の整理、56条で、海を水源とした場合に用いる設備。
0:07:23	という整理の中で可搬型大型送水ポンプ車を、その補機冷却水系 に用いる手段を、56条の手段として整理しているというところ で、ここ、
0:07:34	本人、56条、前回まで書いてなかったんですけど、
0:07:38	これは入れるべきだと考えまして追記してございます。
0:07:45	あと少し飛ばしますけれども、
0:07:49	次は適正化リストでいきますと、18番。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:55	ですね、比較表でいきますと、5-11 ページをご覧ください。
0:08:05	ですね。
0:08:07	この 11 ページの表 2 の中で、いろんな環境、自然事象、自然現象、書いてございますけれども凍結のところ、
0:08:18	凍結のところには先ほどと御説明かぶりますけれども、ここに水を供給する接続口は、1ヶ所を除き、屋内に設置しているので同時に機能喪失しない。
0:08:33	みたいな説明を書いておりましたけれども、今回屋外に 2ヶ所の水の接続口を設けることにしたのでその記載は今回削除してございます。
0:08:44	結果的には女川が記載している凍結と、記載としては同じくなっている。
0:08:53	いうところでございます。
0:08:56	ですね。はい。43 条を御説明あ、それと、これを
0:09:06	介護用のパワーポイント資料に反映したものが資料の 2-8 です。
0:09:16	ここまで一連ちょっとここまで触れさせていただきます資料 2-8。
0:09:21	5 月 25 日の審査会合でいただいた指摘事項に対する回答となっております。
0:09:33	パワーポイント 1 ページ目、指摘事項ですけれども、
0:09:37	可搬型大型送水ポンプ車の接続口の設置位置及びホースの敷設ルートについて、母管接続口とび母管接続口が原子炉建屋内の南側に
0:09:48	設置されており、ホースの敷設ルートも近接していることから、共通要因により同時に機能喪失しないためにどのような設計上の配慮がなされているのか、具体的に整理して説明すること。
0:10:01	というご指摘をいただきました。その下、解答欄ですけれども、先ほどと少しかぶるんですけども母管母管の接続口にそれぞれ別のルートから接続できるような設計としておりましたというのが、1 ポツ目。
0:10:18	2 ポツ目が、ご指摘と先行の実績を踏まえて、まず互いに十分に隔離した配置となるように原子炉建屋のヒガシと、
0:10:30	補助建屋の南ルート 1 とルート 2 が、
0:10:35	設置接続口の設置位置を変更しますと。
0:10:39	その絵が、2 ページ目のパワーポイントの

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:43	ちょっと今度は炉外があれですけどルート1が赤線で書いているところ。
0:10:48	ルート2がピンク線で書いているところでございます。
0:10:52	ここに、まず接続口を変更して十分に離隔した接続口を設けましたというのが2ポツ目です。
0:10:59	で、3ポツ目。
0:11:00	故意による大型航空機の衝突に対しては、大型航空機衝突時専用の接続口を設けまして、
0:11:10	出入り管理建屋っていうのこのた西の方にある建物を経由したルート3、緑色のものを設けました。
0:11:18	これによって、ルート1た原子炉建屋東側にある接続口とは反対の面になると。
0:11:27	ということでそれらの方針によって、接続口とホース敷設ルートが共通要因によって同時に機能喪失しないようにいたします。
0:11:39	という、
0:11:39	内容でございます。ご説明は以上になります。
0:12:02	規制庁アキモトですでは、ここままで、質問コメント規制庁側からお願いします。
0:12:10	とりあえず私からですけどし、確認だけですか。
0:12:17	比較表の、
0:12:21	資料2-4ですね、
0:12:25	今日の5-3で、
0:12:30	Cポツで書いていただいたやつなんですけど、これはあれですか、
0:12:38	先行実績みたいなのはあるんですか。書き方だけの話ですけど。
0:12:47	北海道北海道電力のイチタニです。この書き方自体の先行実績は、あまり参照したプラントはございません。ただし、その設置作業の効率化及び被ばく低減を目的に、
0:13:03	女川さんの場合は、集約した配置とすると、なんていうんでしょう、いくつかの目的の接続口を、
0:13:12	何でしょう。
0:13:14	だから建屋のヒガシ面に集約するとか、ミナミ面に集約するっていう配慮を、ナガワさんはなさっている。また、女川さんの場合は注水用ヘッダっていうもので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:26	いくつかの目的に使うので、集約するということが、その設置の効率化と被ばく低減に寄与するんであろうというふうに考えてございます。
0:13:37	当社の接続口は、注水と水の供給設備っていう用途で使う接続口は、
0:13:47	原子炉補助建屋の31メートル。
0:13:51	にあり、
0:13:53	マシンCW用の接続口は、今回10メートル盤にあたりするので、何ていうんでしょう。
0:14:01	複数の接続口を、
0:14:05	集約はしておりませんし、使い方が違うし、つなぐポンプ車持つ。
0:14:13	違う、いますので、
0:14:16	あまり集約するということは、必要だと考えておりません。
0:14:23	なのでそれぞれの用途ごとに1台の操作、可搬型大型送水ポンプ車で送水可能な設計とすることを踏まえて、
0:14:33	それぞれ用途に応じた接続口を設置しているという、何て言うんでしょう、泊3号炉の接続口の配置。
0:14:41	で、設置作業の効率化、効率的作業ができることによって被ばく低減にも寄与する。
0:14:49	そういった部分で、何ていうんでしょう。
0:14:53	いえる、いえることを書きました。
0:14:57	他というところですよ。
0:15:00	規制庁秋本です。んだとすると、
0:15:04	いや、別にあれなんです。ここのCポツ、女川だけにこだわってるわけではなくて、
0:15:10	他社先行で同じような設計があるんだったら、そこの文言を持ってくるだとか、
0:15:19	が考えられるのかなと思うんですけど。
0:15:23	どうしてもオリジナルな記載をしないといけない箇所なんじゃないか。
0:15:31	北海道電力のイチタニです。
0:15:35	最新の、
0:15:39	審査プラントである。
0:15:42	伏見真音さん。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:44	とかも見たんですけれども島根さんも確か集約、割と集約されていて、
0:15:54	全くこの、このスタイルの資料にPWRにも接続口に関する資料はありますけれども、
0:16:05	この
0:16:08	伝えるっていうんですか、この孔口分んで作られている資料ではないものですか、
0:16:14	何ていうんでしょう。
0:16:17	あまり古参んコース。
0:16:19	できるプラントってのは、あまりない、いいかなと思っています。はい。はい。
0:16:43	規制庁秋本です。わかりました。あとは歩Ⅱは、
0:16:52	ポツの書き方もう、
0:16:55	少し緑ではあるんですが、
0:17:00	ここもあれですか潜航ミット同じにはな、なんすか、別に女川だけじゃなくて、
0:17:08	他社の見ても、
0:17:10	同じにはならないっていう感じですか。
0:17:16	え。
0:17:18	藤。ごめんなさい。北海道電力イチタニです。報通は、すみません基本的には、泊が原子炉建屋と原子炉補助建屋っていう二つの重要な建屋が、
0:17:32	あるがゆえに、原子炉建屋及び原子炉補助建屋ってなっている。
0:17:38	ことが基本で、
0:17:42	最後この、及びともしくはのところが、
0:17:47	ちょっと違うんですけれども、これは、
0:17:50	何ていうんでしょう、やはり接続口がこう集約されている女川、
0:17:56	藤、
0:17:57	衛藤。
0:17:58	我々は目的に応じた接続口を設けているので、
0:18:04	このす、右側のそういう理由欄、ちょっと読み上げますけれども、泊は同時に接続できなくなることを防止するために、
0:18:14	接続口のうち注水設備及び水の供給設備用の接続口は、
0:18:20	建屋内の
0:18:22	東西にあります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:25	建屋外にはない。そして、一方、CWは建屋外にある。なのでここを及びでつなぐと正確ではなくなってしまう。
0:18:37	ということで、及びを、もしくはにちょっと変えてございますけれども、基本は、
0:18:44	それぞれ異なる建屋面の隣接しない位置、
0:18:48	或いはその外壁により離隔される中、
0:18:52	に設けるという意味においては同等の文章を記載しているつもりでございます。
0:19:12	規制庁アキモトですそうすると、
0:19:16	これはPも、
0:19:19	同じようなこと構文ってなかったでしたっけ。
0:19:31	少々、ちょっと資料確認する時間ください。
0:19:39	北海道電力イチタニです。参考になるプラントがあるかどうかちょっと別途確認して、今日のヒアリングの時間にお答えできれば、お答えしたいと思います。はい。
0:19:50	規制庁アキモトですわかりましたそれとあと、あれですかねさ、ちょっとさっきのCポツに戻っちゃいますけど用途に応じた接続を設けてるっていうのは、
0:20:01	あれですか
0:20:02	先行P2目に記載はされてないけど、
0:20:07	同じだとか何かいえることってあるんですか。
0:20:12	越冬
0:20:14	用途に応じた接続口みたいな言い方をしている実績はあんまりないかと思えますけれども、
0:20:21	例えば大井さんでいえば、原子炉補機冷却海水系海水系に供給する接続口が、建屋の中のクーラーにつなぐところと、
0:20:35	いわゆる、
0:20:38	海水ポンプの近くの海水ストレナーですかね、その辺りにつなぐっていう、
0:20:43	接続口になっています。一方で、
0:20:46	藤副復水。
0:20:49	タンクだったかな、とかに供給するものは建屋の近くにあるので、必ずしも
0:20:55	建屋の近傍に集約配置をしているわけではなくて、補給用の接続口はこういう配置、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:04	海水系への接続口はこういう配置、それぞれ、窓なんていうのは、離隔した場所に配置してますという設計の実績にはなっていると理解してございます。
0:21:15	はい。
0:21:18	規制庁秋本ですそしたらそれは理解できたので、少し比較表を充実してもらうことってできますかねその妥当性というか、ここ。
0:21:31	別に泊オリジナルでも構わないんですけど、
0:21:37	何ていうんでしょう、不要な議論を生まないような、
0:21:41	ことを、にしといた方がいいかなと思ってますと。
0:21:48	なので、先ほどおっしゃっていただいた、
0:21:54	所。
0:21:56	もう先行、実績っていうか、
0:22:01	北海道電力が考えるでもいい、また構わないんですけど、
0:22:05	読み取れるように、備考を充実してもらうことってできますか。
0:22:11	承知いたしました。すすま先ほどのポツに関するご質問も先行実績ありますかというご質問だったかと思しますので、
0:22:23	それもあわせて、少し先行実績で、実態そういう配置になっているみたいなところをお示しできるようなものを、
0:22:33	比較表の左側に貼る等の工夫、
0:22:42	をしたいと思います。はい。
0:23:21	規制庁アキモトでそれとあとは、
0:23:25	以前のなんすか、屋外のところの設計方針は、先ほど口頭であった凍結、
0:23:35	ですよね凍結のところ。
0:23:39	は、
0:23:40	提供の5-2、11位、ページを今見てますけど、
0:23:45	これは結局女川と同じになりましたではあるんですけど、
0:23:51	ここの接続は凍結により機能喪失する恐れがないことから、っていうのは、
0:23:59	これっていうのは、あれですか、何て言ったらいいと設計上もう、
0:24:06	対処していて機能喪失する恐れはないって言い切れるっていうことなんですか。
0:24:15	北海道電力のイチタニですここの記載は、接続口が凍結によって何ていうんでしょう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:24	機能喪失、要は、
0:24:26	壊れてしまって、つなげなくなることはないという意味で記載しているつもり。
0:24:38	でございます。
0:24:43	ですね。はい。
0:24:46	はい。
0:24:50	うん。はい。通常は、この接続口の部分に、水もないので、ナカの水が通って、凍って、
0:25:00	水が当然なくなると、そういったこともないような設計にはなっています。
0:26:10	規制庁脇本です。特段あれなんすかね s e c 続講話。
0:26:16	外にあるやつは、
0:26:21	とりあえずわあ、設計上は何もしなくても、
0:26:25	問題。
0:26:28	にはならない。
0:26:30	て考えちゃっていいですか。
0:26:42	北海道電力のイチタニです。接続口に対して、物の設計として、特にその水を、
0:26:54	常時入れておかないとか、そういう意味においては、現状の設計で大丈夫と考えておりますけれども、
0:27:04	一方で、本当に雪がついて氷ついたりしてしまうと、作業性が悪くなってしまいますから、接続に手間取るとか、
0:27:15	そういったことは考えられるので、やはり運用性を上げるための配慮として、何かしらカバーをかけるとか、
0:27:26	雪がつかないように思っておくとか、そういったことは
0:27:31	しようというふうには考えております。はい。
0:27:38	規制庁秋本です。
0:27:39	多分、当然なんですかね心、
0:27:45	テンジウとかそういう話にはならないとは理解はしてるんですけど。
0:27:49	そういう運用的なところも、まとめ資料上は、
0:27:54	読めるように、
0:27:57	しておかなくても大丈夫ですか。
0:38:25	江藤規制庁アキモトですそれでだから、凍結に関してのお話は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:34	実際何かやることがあるのであれば、それも少しまとめ資料でわかるようにしておいていただけますか。
0:38:44	はい。北海道電力のイチタニです。承知いたしました。この資料がいいのか、また別の類似した資料がいいのか、ちょっと検討いたしますけれども、
0:38:56	外部に出ている接続口に対して凍結に対する、運用上の担保というか、考慮みたいなことが読めるようなことを、
0:39:06	表を記載盛り込みたいと思います。はい。
0:39:53	規制庁アキモトですそれでアトワスへ。
0:39:57	今お話いただいた中のあれでしたっけパフォー。
0:40:04	少し強い建物名とかを見れるようにするんでしたっけ。
0:40:12	はい。北海道電力のイチタニです。こちら建物名が今読めないようになってございますけれども、次回ご提出の際に建屋目を追記。
0:40:22	したいと考えてございます。はい。
0:40:43	規制庁アキモトですじゃあ、43条の接続後はいいですかね。
0:40:48	す規制庁側から何かあります。
0:40:51	規制庁の平本です。どうぞ。いいでしょうか。
0:40:57	規制庁の平本です。
0:41:00	その強度の
0:41:02	失礼。
0:41:04	資料2-4の、
0:41:06	今日の5-3ページで、市振興と、それから復興のことなんですけれども、
0:41:16	ここでc項のところに、
0:41:18	目的接続コウノ用途が二つ書いてあって、用途別にせず、設けますと書いてあるわけですけども、
0:41:29	それが二つだと。
0:41:31	で、実際に接続コウノ場所というのは、3ヶ所あるわけで、
0:41:38	二つの用途に対して3ヶ所をあるっていうのが、
0:41:42	ちょっとわかりにくいのかなあと。
0:41:45	思うんですよね。
0:41:48	3ヶ所にそれぞれ2種類ずつ接続を設けるのか。
0:41:53	3ヶ所2、この二つの用途を分散させるのか。
0:41:58	そこら辺は、どうなんでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:03	北海道電力のイチタニです。まずですね、用途は二つありますそれをちょっと図面でまずご説明したいと思います。
0:42:14	比較表の、今日の5-7ページ。
0:42:19	これが図1ということで、これが代替炉心注水ほ。
0:42:27	補助給水ピット補給、燃料取替用水ピット補給とタイトルのところに書いてますけれども、これが注水設備及び水の供給設備の用途とを述べているものでございます。
0:42:39	これに対して、東側の接続口が、原子炉建屋の東ミナミ側の建屋内に1ヶ所、
0:42:49	これが可搬型大型送水ポンプ車10メートル接続口と書いてる接続口でございます。もう一方、西側にあるのが、
0:42:58	可搬型大型送水ポンプ車33メートル接続口と書いているところで高さ違いの西側にあると。
0:43:06	これが注水設備及び水の供給設備用として東西にそれぞれ1ヶ所の2ヶ所あります。
0:43:15	で、
0:43:16	今回
0:43:17	設計を変えましたと言っている部分が図2ですけども、これが原子炉補機冷却雨水の通水用の接続口。
0:43:28	Cポツのところでは除熱の用途という言い方をしてございますけれどもこれが、先ほど来ご説明してきた参加者の接続口ですので
0:43:40	ですので
0:43:41	都合接続口としては5ヶ所あります。
0:43:44	補給注水用の口としては、図1の2ヶ所。
0:43:51	除熱用の接続口としては、図2の3ヶ所、
0:43:56	それぞれ用途に応じた接続口を設置するという、
0:44:02	つもりで記載をしてございます。
0:44:18	規制庁の平本です。江藤理解しました。
0:44:22	ただ、
0:44:23	そこら辺、何ていうんすかね
0:44:27	AとCこうカラー結構Dのところに書いてあることとそれから図を見ていけばわかるんでしょうけども、
0:44:37	振興からf項までの間に、それぞれ別の場所に設けるといようなことを、補足で書いていただいた方がわかりやすいのかなとは思っています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:49	私からは以上です。
0:44:56	はい、北海道電力のイチタニです。
0:44:59	ちょっと補足できるかどうか少し検討したいと思いますまた表。
0:45:07	後の4ページの表なんかでも、
0:45:11	分かれてルー
0:45:13	のと、
0:45:18	はい。少し書きぶり、検討させていただきたいと思います。
0:46:17	はい。
0:46:19	北海道電力のイチタニです。平本さん。
0:46:23	に、少し今検討、
0:46:27	わかりやすくなるような検討をいたしますけれども、
0:46:30	今、実態は、表1の表で、それ、
0:46:37	それぞれの補給注水用の接続口と、
0:46:44	除熱用の接続口、口が5ヶ所あるっていうのは表の
0:46:48	1と、まず1及び図2でわかるようになってございます。これを、
0:46:53	また、5-3ページの表は文章の方に工夫して追記することによっ
0:47:01	て、
0:47:01	先行実績である女川と、また違いが出てきてしまうというところ
0:47:10	を、
0:47:10	どこまで、
0:47:14	差をつけて良いものかというところは、正直、ちょっと、
0:47:19	悩ましいところでございますので、それも踏まえて検討させていただけたらと思っております。
0:47:33	規制とヒラモトです了解しましたが、
0:47:35	私からは以上です。
0:47:41	規制庁アキモトでそれは雨水側溝は、以上で、次の説明をお願い
0:47:41	していいですか。
0:48:14	北海道電力の山崎です。今回接続孔の設置変更、
0:48:20	元ん伴いましてアクセスルート方針だとか変わってる部分ござい
0:48:20	ますのでその内容をご説明させていただきます。
0:48:28	大きく変わってるのが屋内アクセスルートの部分になりますけど
0:48:28	も、
0:48:33	まず資料2-8のパワーポイント。
0:48:37	先ほどの接続の資料になるんですけども、
0:48:40	その2ページ目、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:42	変更をご覧いただきまして、
0:48:47	ルート3ということで、このルートっていうのが
0:48:51	大型航空機の衝突時専用の接続法に、
0:48:57	接続するためのルートになってございまして、
0:49:01	出入り管理建屋の中と、原子炉補助建屋の中、
0:49:06	に放送を設置して接続口にホースをつなぐということで、この経路について考え方の部分
0:49:14	まとめ資料を使ってご説明させていただきます。資料は比較表を使ってご説明、
0:49:20	させていただきます。資料2-3。
0:49:24	お願いします。
0:49:30	資料2-3の、
0:49:33	右下178ページ。
0:49:39	屋内アクセスルートのまとめ資料に補足資料25というのを今回追加は、
0:49:45	してございまして、当第1149回審査会合からの変更点についてということで、この接続関連の設置変更内容を、
0:49:55	資料化して計算してございます。
0:49:58	で、178ページについてはパワーポイントの先ほどパワーポイントの内容を掲載した内容となってございまして、
0:50:06	179ページですねそこから屋内のアクセスルートに関する内容を記載してございます。
0:50:14	右下179ページの(1)屋内アクセスルートの確保ということで、
0:50:20	先ほどのパワーポイントでご説明しました通り屋外から原子炉建屋内の大型航空機衝突専用の接続孔までの、
0:50:30	恒設セスルートってのは今回確認してございます。
0:50:34	で、
0:50:35	接続孔に放送接続するためのルートっていうのをこの後後の第2図というところで示してございます。
0:50:43	このルートですけども、李管理建屋から原子炉補助建屋内の接続孔までのルートにおいて、アクセスの障害になるものであったり、
0:50:53	ホース敷設のスペースが確保されているかということを確認しましてホース敷設ができるということを確認してございます。
0:51:00	出る等を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:03	右下 181 ページ。
0:51:05	掲載してございまして、屋内アクセスルート図で大型航空機特化ルート、大型航空機衝突に特化したルートということで乗っかると設定してございまして、
0:51:18	そのルートを図示してございます。
0:51:21	管理建屋を通過して、原子炉補助建屋内の設ここまで、
0:51:26	つなぐためのルートを、
0:51:28	図示してございます。他社さんでも大型航空機に特化したルートというのが設定してございまして、比較する観点で、他社さんの屋内アクセスルートの
0:51:38	資料を引っ張ってきてアノキハラせていただいております。
0:51:45	こういった形でルート設定してございます前のページ、179 ページ戻っていただきまして、
0:51:53	2 段落目のところになりますけども、
0:51:57	今回のルートですけども故意による大型小栄子航空機衝突、
0:52:01	その他テロリズムによる影響を考慮した場合に於いて出入り管理建屋及び原子炉補助建屋内というのは通行可能であると考えてございまして、
0:52:10	この影響については技能 2.1 の範囲になると思いますけども通行可能であると考えてございます。
0:52:17	またっていうと、
0:52:19	ところで、このルートってというのは、これによる大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した場合に使用する経路として設定しますと。
0:52:30	これまでアクセスルートに設定してなかったのに管理建屋っていうところ通行することになるんですけども、土岐委員が、
0:52:38	地震津波その他自然現象及び、
0:52:40	神氏、神次長ではないということでこれら自社に対する影響はなく、アクセスに支障がないということに記載してございます。
0:52:49	で江藤先行さんとも同じような考え方でルート設定してまして、
0:52:56	アクセスルートの資料でそれが読める、他社さんの部分っていうのを、この比較表で並べて記載させていただいております。
0:53:03	女川の欄ですけども別紙 30 っていうので屋内アクセスルートの設置についてっていう
0:53:09	資料がありまして、その中の対応手順、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:13	ちょっとアクセスルートをまとめた表。
0:53:15	永田さんが載せてましてそこに負担する部分掲載させていただいてございまして、
0:53:21	翁長さんの表のですね、対応手順欄っていう、
0:53:26	ところの下から四つ目のところ、
0:53:29	2 アノ国き。
0:53:31	を考慮した手順を、
0:53:32	整理してまして、大型航空機による影響を考慮した場合の手術及びディスプレイということで、これに特化する基準というのを、
0:53:40	女川さんが整理してまして※2 ということで、その下にそのルール、手順で使うルートの考え方というのを記載してございまして、
0:53:49	本手段におけるアクセスルートは、大型航空機による影響を考慮した場合に使用するルートとして設定すると。
0:53:57	なお一部原子炉建屋附属棟、廃棄物処理エリアを通行することになるが、
0:54:02	キンジショウが地震ではないことから配管破損等の影響なくアクセスに支障がないと。
0:54:08	そういった形で女川さんは、原子炉建屋の中の原子炉附属棟っていうところの
0:54:17	耐震性のない機器があるようなところを今回特化ルートで、その長さを設定しまして、ただ地震起因の仕様じゃないんでアクセスに支障がないという形で整理、
0:54:28	してまして、泊も同様に特化したルートという形で、アクセスルートを設定することで考えてございます。
0:54:38	これに伴いまして更新だとか、書きかえている部分がありますので、
0:54:46	本文側の方で、
0:54:48	企画本部の方で、
0:54:50	ご説明させていただきます。
0:54:53	この資料の、
0:54:56	技師と、
0:55:03	12 ページ、お願いします。
0:55:12	12 ページ、まとめ資料 (1) 基本方針というところ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:16	その中のCポツの屋内アクセスルートという部分になりますけれども、今回新たに航空機特化ルートというのを設定しますので、
0:55:25	故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した経路については、その影響を考慮した場合に通行可能な建屋に、操作場所までの屋内アクセスルートを設定するという事で文章を書き加えております。
0:55:41	島根さんが書いてなくて泊が何で書いてるのかっていう理由なんですけども、
0:55:49	この1個前の段落のところなんですけれども、これ技能1.0と43条の屋内アクセスルートの設定方針について記載している文章に、
0:56:00	なってまして屋内アクセスルートというのは地震津波、その他自然現象人為事象の影響を考慮して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に、
0:56:09	ルートを設定しますというのが基本的な方針。
0:56:12	なんですけれども、泊の場合出入り管理建屋っていうのが、
0:56:17	その外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋ではないので、
0:56:22	この方針、
0:56:25	その上で
0:56:26	特化ルートという設定ですることができないということで、今回新たに
0:56:33	下に航空機に関する、この方針を書き加えさせていただいてございます。
0:56:39	一方女川さん、島根さんは、
0:56:42	はい。
0:56:43	外部からの衝撃による損傷の図られた建屋の中に特化したルートっていうのを設定しているので、そういった違いがあって、
0:56:52	泊として記載を書き加えてございますけども、
0:56:55	大型航空機専用の特化したルートを設定するっていう、その考え方としては女川3しまネットさんと同様であるというふうに考えてございます。
0:57:07	で、この上流の文章を書き加えたことで、
0:57:11	まとめ資料、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:12	それ以外にもっとはね波及して、資料を修正してる部分がありますので、全体さらっと紹介させていただきたいと思います。
0:57:29	右下 24 ページ。
0:57:32	ちょっとすいません更新絡みとちょっと離れてしまうんですけども、
0:57:40	可搬型設備のところですね今回接続孔の設置位置、
0:57:43	変更に伴いまして、可搬型のホースを屋内にあったホースのうちうのが設行が屋外になりましたので、屋内の接続を削除して、ここ変更、加えてございます。
0:57:59	あと、
0:58:04	右下 52 ページ、すいません、右下 51 ページ。
0:58:08	お願いいたします。
0:58:11	更新関係。
0:58:12	のところで (6) ということで屋内アクセスルートの設定ということで、
0:58:17	方針に基づいて詳細に設定する考え方を書いてあるところですけどもここについても、大型航空機特化ルートに関する記載を、
0:58:25	2 行目のところで追加してございます。
0:58:30	次のページ 52 ページにつきまして、
0:58:33	括弧 C ということで、屋内アクセスルートの設定の考え方のうち
0:58:40	航空機に関する考慮する内容というのを記載追加させていただいております、オガタ攻撃とかルート設定しますと、ということと金が地震、津波、自然現象。
0:58:51	及び人事象ではないということで、これら事象に対する影響評価の対象外ということに記載させていただいております。
0:59:00	その下ですね b ポツの屋内アクセスルートの設定というところ、これについてもオガタ縦縦特化ルートの記載を追加して、
0:59:08	ございます。53 ページ。
0:59:10	行きますと、
0:59:12	括弧 B の屋内アクセスルートというところで、
0:59:15	出入り管理建屋及び原子炉補助建屋に、大型航空機とかルートを設定するということを記載しております。尻尾角屋内アクセスルートの選定のところ、
0:59:26	大型航空機とかルートという形を設定しますということを記載してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:33	次 54 ページいきまして、4 ポツの、
0:59:37	外部事象に関する話。
0:59:40	記載してる資料になりますけども、
0:59:42	この中の黄色塗りでまた以降で大型航空機とかルートについて記載させていただいておりますけれども、キンジショウが地震津波自然現象腎症じゃないということで、
0:59:54	影響評価対象外ですということを記載させていただいております。
1:00:00	あと別紙関係を 1 修正してございまして、
1:00:10	右下 108 ページ。
1:00:13	別紙 30。
1:00:18	屋内アクセスルートの設定についてまとめている資料になりますけれどもこちらに変更を加えてございます。
1:00:27	表題屋内のアクセスルートというふうに書いてたものを屋内アクセスルートに書き換えてございましてこれ後程また別途ご説明いたします。
1:00:36	次 109 ページいきまして、
1:00:39	109 ページの下のところですね。
1:00:41	屋内アクセスルートの考慮事項として、一番下のところ、
1:00:46	大型航空機特化ルートをあらかじめ設定するということを記載させていただいております。
1:00:55	あとは、
1:00:57	右下 115 ページ。
1:01:01	屋内アクセスルート個別の手順に対して、屋内アクセスルートをどう設定するかという、表形式でまとめた資料になりますけれども、この表の対応。
1:01:13	基準欄の一番下に、今回新たに、
1:01:18	昨日の 1.5 に、可搬型大型送水ポンプ車による、
1:01:22	高圧注入ポンプへの補機冷却水各海水通水で括弧として特による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合ということで手順を、
1:01:35	追加してございます。※2 として、下に※書きを入れまして、大型航空機特化ルートを、この手順では設定して、
1:01:45	おりまして金が地震津波自然現象人為事象ではないんで、影響評価の対象外とするということを記載させていただいております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:53	同様に右下 117 ページですけども、
1:01:58	昨日の 1.7。
1:02:01	もう、対応手順として、
1:02:03	可搬型大型送水ポンプ車によるCで、
1:02:08	格納容器自然対流冷却でこれについても大型航空機が影響がある場合ということで、この形状に追加してますので、追加してございます※2、もう先ほどと同様の内容を、
1:02:20	脆化してございます。
1:02:24	あと、補足ですけど補足 20、
1:02:27	もう修正加えてまして、
1:02:31	右下 154 ページ。
1:02:34	お願いいたします。
1:02:37	右下 145 ページで補足 20。
1:02:41	アクセスルートの用語をまとめているものですが、その 2 ポツの屋内アクセスルートの中に、大型航空機に関する記載を追加させていただいております。
1:02:53	次のページ 155 ページ。
1:02:56	ファクスルートの用語の定義というのを整理してございまして、
1:03:01	その中の大分類屋内アクセスルート、小分類の中に、大型航空機とかルートというのを、今回追加させていただいております。
1:03:14	更新関係とあと今回の接続孔関連で書いた部分。
1:03:19	ざっと説明いたしました先ほど屋内アクセス、屋内のアクセスルートを屋内アクセスルートに変えましたというところですが、今第 1 表、
1:03:29	両方の定義の中でこれまで
1:03:34	この表の性分大分類屋内アクセスルートの小分類アクセスルートっていう書いてある、アクセスルートっていうのを説明すれば有効性評価の時間評価を満たして、
1:03:45	かつ地震時に通れますというようなルートを説明できていたので、屋内のアクセスルートという表現を資料中書いていたんですけども、
1:03:53	今回大型航空機とかルートという新たに設定してまして、オク、
1:03:59	屋内のアクセスルートと大型航空機とかルートの両方を指し示して表現する必要がある文章も出てきておりますので、そういった文章を大分類の屋内アクセスルートという形。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:12	書き換えておりましたのでそういった関係で屋内のアクセスルートと いうのを屋内アクセスルートに変更して記載してございます。
1:04:20	今回接続関連で書いた部分、屋内部分については以上になります。
1:04:28	すいません。あと、屋外、ちょっとだけ、すいません。資料 2-1 お願いいたします
1:04:35	通しページ、7 ページでございますけれども、
1:04:38	保管場所オクアクセスルート図でございますけれども、
1:04:42	3 号の原子炉建屋の東側の、
1:04:47	D G 燃料中層のところですね
1:04:51	アクセスルート要員ということで青の破線、こちらの接続までの 包摂ルートの関連ですけれども、その追加してございます。
1:05:01	あとは、目次 3 ページお願いいたしますけれども、お願いします アノ。
1:05:06	別紙の (2) と (3) 、こちらのホースルート接続コウノ。
1:05:11	資料でございますけれども、今回のアノ接続変更に伴って、修正 してございます内容は 43 条と同様なので割愛いたします。
1:05:21	続いて 5 ページ、目次をお願いいたします。
1:05:24	補足資料 21 で、
1:05:27	こちらの方数のルートがアノな、何メーター、ホースが必要でと かってそういったことを整理してる資料ですけれども、
1:05:35	今回新たに設定したルート 3 っていうのが
1:05:38	方すぐ、
1:05:40	延長回収車に配備されているホースで自分足りませんということを 補足 21 で整理してございます。
1:05:47	アクセスルートは以上でございます。
1:05:52	はい。規制庁秋本です。ご説明ありがとうございました。
1:05:55	江藤。そしたら、まずは、
1:06:00	ちょっと気になったというかあれ、あれですね大型航空機特化ル ートっていうのは大分、
1:06:07	増え、
1:06:08	機材が出されたっていうのは、書いてあるので、宮の理解はした んですけど、
1:06:20	例えばあれですね、179 ページ、ごめんなさい、比較表の 179 ペ ージで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:28	女川島根井の
1:06:35	踏査、そこの一覧の中にも、
1:06:41	ちょっと説明は加わってるっていう理解でいいんですけど。
1:06:45	なんか、何て言ったらいいんでしょう。違うものを持ってきてるから。
1:06:49	ここのその当該箇所も変わっているっていう理解でいいんですけど。
1:06:56	北海道電力の山崎です。少々お待ちください。
1:07:08	衛藤右下 115 ページ、お願いいたします。
1:07:15	別紙 30 の 8 ページになりますけども、
1:07:19	すいません先ほどさらっと流してしまったんですけども、泊ですね型航空機とかルートに関する手順を追加して※2 として、
1:07:29	ルートに関する記載を追加してございまして、
1:07:32	左側女川、
1:07:35	3 あと島根さんですね、それぞれトップとかルートというのを設定してる手順がありますので横並びで見て泊も同様の形で注記を記載してございます。
1:07:50	規制庁アキモトです理解しました。
1:07:52	それとあとは、
1:07:56	105、154 ページ通しの 154 ページで、補足 20-1 があってそこは屋内アクセスルートっていうのは、
1:08:08	こういうルートですよっていうことからそういうことか。
1:08:15	何となくアノ〇までと同じじゃないのかなと思ったんですけど。そっか、またはを出さなきゃいけないから、
1:08:23	そうする等、用語の定義上とルートっていうのを作らないとおかしくなった後の、
1:08:30	部分がおかしくなっちゃうってことなんですね、より理解しました。
1:08:35	そうですか。それと、
1:08:39	あとは、あとは、ルート 3 っていうのを出されたので、
1:08:50	何て言うんでしょう。あれ、タイムチャートとかって何か影響あるんですけど。
1:09:04	北海道電力のヤマザキタイムチャートの影響については手順がはこの後ご説明させていただきます。
1:09:45	規制庁アキモトその他規制庁が何かありますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:02	その他何か規制、規制庁アキモトですその他規制庁から何かありますか。
1:11:08	よろしいですか。
1:11:09	そしたら次の説明をお願いします。
1:11:55	北海道電力、山川です。
1:11:57	これからは手順側の説明ということで技術的能力 1.7 と 1.5 について説明させていただきます。
1:12:07	接続、
1:12:09	コウノ設計変更によって手順変更を行った技術的能力の資料ということで 1.5 として何が該当いたします。
1:12:18	1.5 と 1.7 では共通する手順、あと図面、
1:12:23	について修正していますので、説明については、主に 1.7 で説明させていただいて、1.5 につきましては、1.7 との変更箇所の違いと、
1:12:35	あと収益性の適正化リストについて 1 件説明させていただきたいと思います。
1:12:41	あと先ほどご質問あった第 3 ルートができたことによる、タイムチャートの影響はという話ですけども、結論から申しますと要因と想定時間については、修正前後で、
1:12:56	変わりなく時間についても想定時間内に収まると。
1:13:02	いうことを確認しております。
1:13:14	はい。続けさせていただきます。
1:13:17	本日のヒアリング対象として資料提出していない審査項目においても、一部、図面共通するところがありますのでそういった技術的にある 1.41. 61.9 につきましては、
1:13:31	共通する図面や設備のリストについて修正して次回提出時に反映させていただきます。
1:13:39	資料 4-3、規制適正化リスト技術的約 1.7 の規制適性が理想をお願いします。
1:13:54	7 分の 3 ページのナンバー 10、
1:13:59	No.17 お願いします。
1:14:01	こちらに接続工の変更により手順側で変更を行った箇所を列記しております。
1:14:09	手順については比較表で説明させていただいて、図表関係につきましては本体側で説明させていただきたいと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:18	資料 4-2 比較表をお願いいたします。取りまとめた資料の 4 ページになります。
1:14:29	取りまとめた資料の 4 ページ、設備の相違ナンバー6 になりますが、こちら、1.5 も同じように記載させていただきますが、
1:14:39	イトウの接続孔の設計変更によって 1.7 の可搬型大型送水エプスポンプ車を用いた格納容器内自然対流冷却の手順と、1.5 の代替補機冷却の手順が、
1:14:53	変更となっております。変わったところは今までご説明ありました、説明させていただきましたが、屋外 2 ヶ所の接続を使用する場合と建屋内の施設を募集する場合で手順を書き分けたということで大飯との相違となりました。
1:15:11	手順の変更にあたっては接続孔による操作手順の書き分けについては女川の 1. 11 の手順、あと概要図とタイムチャートの書き分けについては、島根の 1.5 の構成を参考に資料を修正しております。
1:15:27	比較表ページで 1.7 が 49 ページをお願いします。
1:15:35	比較表ページ 1.7-49 ページには、可搬型送水ポンプ車を用いる場合の格納容器の自然対流冷却の手順、変更箇所が記録、
1:15:48	示しております。
1:15:52	こちら接続工が建屋内と建屋外に分かれたことによりまして操作手順の 4 番について 4A と 4B というふうに書き分けしております。
1:16:05	4A と 4B の違いになりますが 4A の方は、接続孔近傍に新設する弁操作を災害対策要員が実施することから、最後また以降のところで原子炉補機冷却つけ、
1:16:19	の系統構成を実施するという記載がございます。4B につきましては、
1:16:26	接続を近傍に新設する、バルブアベンですがこれが館建屋内設置となるため、運転員が操作すると、操作手順の高度にいきます。12 番の方で実施して一連の屋内系統構成に組み込んだと。
1:16:41	ということで手順が書き分けております。
1:16:46	続いて図表の変更箇所について説明します資料 4-1 まとめ資料本体、お願いします。4、53 ページです。
1:17:04	1.753 ページなんですけど、上段の接続を黄色枠で囲ってある変更箇所についてなんですけど、こちらは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:16	建屋内に浸水設置する接続工が大規模、特化で使う接続工ということで上段にも2段、2行目ですか2行目に書いてある可搬型ホースポツ接続孔等は下記わけで、
1:17:33	設備分類のAということで有効性評価で巻き使うことのない接続孔ということで書き分けたことで、姿勢を加えております。
1:17:46	それだけじゃわかりづらいので注記3を書き加えまして故意による大型航空機の衝突その他とれる、テロリズムによる影響がある場合に使用するという注記を加えております。
1:17:58	続きまして1.7-67ページをお願いします。
1:18:06	こちら、第1.7. ニイツですがこちら電源がある場合の再循環ユニットを使う手順になりまして、手順自体には変更はないんですけど、
1:18:16	背景図面というかベースとなる図面が、電源がない場合と、電源もしくは
1:18:22	原子炉補機冷却水が措置している場合と共通の図面になってまして、へ同じ変更を加えております。右上の凡例については中身を変えたというわけじゃなくて、
1:18:34	縦長だったものを横長にして見やすくしたという変更になっております。
1:18:40	続きまして1.7-69ページをお願いします。
1:18:46	こちらが可搬型大型送水ポンプ車を用いた再循環ユニットで自然対流冷却を行う手順の概要図になりまして、こちらについて、
1:18:57	説明しますとまずアノン。
1:19:00	図なんですけど4分の1から4分の4まで分かれていますし、4分の1と4分の2については、先ほどの説明でいうと第1ルート第2ルートの屋外のルートで使う。
1:19:13	図で、第四分の3と4分の4については、第3ルートで使うということで、図面を書き分けてますこの書き分け方については島根さんを参考にさせていただいてます。
1:19:28	図の絵も、1.7. 4図の4分の1図に戻っていただいて、何が変わったかといいますと、まず、右上の部分で可搬型大型送水ポンプ車から出て、
1:19:43	うん、バルブが三つありますと、上から第1ルート第2ルート第3ルートということで接続孔の設計変更による図面の修正を加えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:54	あと図の中心部ですねA Bの原子炉補機冷却水冷却器というのがまずの中心にありましてそこから左方向に向かって電動弁1個あってその先に接続が1ヶ所あったんですけども、
1:20:07	こちらの方は設計変更により使うことがなくなったので削除しております。
1:20:26	続きまして、1. アノ 70 ページの
1:20:32	4分の2ですね1.7. 4の4分の2ですけども、ここが変わったところなんですけども、
1:20:38	新設する、屋外の接続孔近傍のバルブを1個増えましたんでそれを反映しております。
1:20:47	続きまして次のページ4分の3ページは先ほど説明しました伊井と第3ルート用の図ということで、
1:20:55	大型送水ポンプ車からデータ先のバルブの開閉状態が先ほどとは変わっていると。
1:21:03	続きまして次のページ72ページ行きますと、下から4行目のところにあるバルブ、こちらが先ほどの第1ルート第2ルートとは違う、第3ルートで使うバルブということで記載が異なってます。
1:21:18	こちら新規追加になります。
1:21:26	続きまして、次のページ73ページ1.7-73ページになりますこちらでタイムチャート変更箇所を説明させていただきます。
1:21:37	手順の接続孔による場合分けをしたことによりましてタイムチャート2分の1と2分の2に分けております。
1:21:47	変わった箇所は災害対策要員のDからFの操作につきましてはもともと屋内でのホースの敷設を考慮した要因でしたが、
1:21:57	屋外のホースの施設の方を操作に関わるということで、最初のバーのところはもともと屋内の放送取りに行くところを屋外に行くことになっております。
1:22:11	また二つ目の長いバーのところですけども、先ほど手順の④のaのところが増えた、災害対策要員が系統構成を実施するということをふやしております。
1:22:25	次のページいきまして74ページいきますと、今言った、
1:22:29	2分の1ずつの違いにつきましては災害対策要員DからFの長いバーのところに系統構成がなくて、その代わりに代わりといいますかその操作はどこでやっているかといいますと、運転員の現場のB、Cさんがやってる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:44	通水操作の中で一連の操作の中で操作をすることに組み込んでおります。
1:22:50	続きましてホースルート図で、1.7-75 ページですので、
1:22:57	こちらは先ほどまで 43 条とか 1.、アクセスルートの方の説明がありましたように第 3 ルートが追加されたので反映しております。
1:23:06	続きのページ 7176 ページいきまして、屋内のホース敷設が、大規模特化ると第 3 ルートですね今までの言葉を使います第 3 ルートを、
1:23:20	使った場合については、一部屋内ホース敷設が施設必要ということで、こちらに反映しております。
1:23:30	次、91.791 ページをお願いします。
1:23:38	こちらはもう添付資料になるんですけど、可搬型、温度計測装置をつける場所オスメス概要図になってますが、背景の図面が変わりましたので変更を加えております。ちょっと黄色枠。
1:23:51	なくてわかりづらいんですが、先ほど削除したとお話しさせていただいた、A B の原子炉補助機冷却水冷却器の左側にあった接続を図から削除しております。
1:24:06	続きまして 1.7-95 ページをお願いします。
1:24:11	添付資料 1.7. 6、可搬型大型送水ポンプ車を用いた再現会員等による自然対流冷却ということでこちらについては、2 ポツの作業場所として、故意による大型倉庫航空機の衝突その他テロリズムによる、
1:24:26	影響がある場合のみ使う場所として作業場所として、原子炉補助建屋の 10.3 メーターを追記しています。
1:24:34	3 ポツのところでは、作業の想定時間は変わりませんが、屋内の方敷設が不要になった部分がありましたので、その部分で
1:24:46	訓練実績の積み上げとしては短くなった方で変更になっております。
1:24:51	次のページ 1.7-96 ページ行っていただいて、こちらでは可搬型ホースのルート等と長さホース口径本数等を書いてますが、第 3 ルートが追加されたこと。
1:25:04	あと東側のルートについて若干、ホースの敷設するルートが変わりましたので、長さが若干変わってます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:19	次が 100 ページをお願いします 1. 100 ページですね。
1:25:24	こちらは、こちら先ほど背景図面を変更した添付資料の説明をさせていただきます可搬型温度計測装置を付ける取りつける場所を示す図面ですが、
1:25:35	背景図面が変わったので変更反映しております。
1:25:41	1. アノ 237 ページをお願いします。
1:25:50	こちらにつきましては、新しく足がよいの接続孔へと建屋内乗せ接続小近傍にバルブがつくということで、
1:26:01	そちらの反映をしております。
1:26:04	1.7 の説明については以上でして 1.5、
1:26:10	共通する部分多いので続けて説明させていただきます。
1:26:22	技術的能力 1.5、資料 3-3、記載適正化リストの 1 ページ目のナンバー1 になります。
1:26:41	ナンバー1 ですが、技術的能力 1.7 の自然対流冷却の手順と同様に設計変更に伴う手順や概要図タイムチャート等の修正を行っております。
1:26:52	先ほど申しましたが代替補機冷却に関する 1.5 の手段の作業時間についても、接続コウノへ変更前後で要員及び作業時間に変更がないことを確認しております。
1:27:04	1.7 との違いといいますと手順が違いますので、1.5 で整備している手順は、A の高圧注入ポンプへの補機冷却水
1:27:14	通信の手順と、あと自主対策の手順になりますが、制御用空気圧縮系の補機冷却水の操作手順、こちらが変更対象となります。
1:27:25	あと表の変更タイムチャートの変更等については同様となりますので、照明説明をして割愛させていただきます。
1:27:34	と最後に 1 件規制適正化リストから説明させていただきたいところがありまして、
1:27:41	資料、
1:27:45	3-3 の 7 分の 5 ページの No.30 になりまして、
1:27:52	透明資料の 148 ページにて説明させていただきます。
1:28:01	本体ですねすいません。本体ページなので資料 3-1 になります。
1:28:13	こちら添付資料 1.5. 7 という資料でして、声、こちらは自主対策の手順である可搬型大容量海水ポンプ車による代替補機冷却水の通水手順について作業の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:25	成立性を整理した資料になっておりまして、3ポツの部分、当該手順の作業時間を整理していますが、黄色ハッチング箇所の災害対策要員が実施する作業時間について、
1:28:38	送水準備、ポツ送水の作業時間が示されていなかったということで、当該作業時間を含めた作業時間見直しております。
1:28:49	こちらタイムチャート側ではバーがついていたんですけどその説明が添付資料が出なかったということで、不整合があったということではそちらを反映、修正して、
1:29:00	反映させていただきました。タイムチャート想定しているトータルの作業時間としては変更ございません。
1:29:07	大変失礼いたしました。説明については以上になります。
1:29:15	規制庁秋本ですそれではここで膳所各規制庁側から何かありますでしょうか。
1:29:24	と、
1:29:25	1.7と1.5もそうなんですけど大規模損壊の特化したと。
1:29:34	話を書いてはあるんですけど、あれこれってこんな整理は全厚もやってるんですけどつけなんか大規模損壊に特化するんだったら2.1でいいんじゃないのかなと思ったんですけどそうではないんですか。
1:29:50	北海道電力山川です嶋音夢さんもナカも同じように整理してまして島根さんの代替補機冷の手順ですと、第9、
1:30:00	手順を丸々一つ1シリーズ作って、それが大規模東海以外のやつそのあとに大規模特化用という手順が続いていると、あと、女川さんですと1.11のSFPの常設配管を使う手順につきましては接続孔ごとに、
1:30:16	手順を一部書き分けているということで最後の一つは大規模とか用ということで、そちらについては同様の整理かと考えております。
1:30:30	規制庁秋元です。すいません私が知らなかっただけでした。女川と島根も同じように、
1:30:38	何ですかね、
1:30:40	1.7シリーズだとか、
1:30:44	にも書いてあるってことなんですねアノは理解しました。
1:30:47	長。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:52	1.5の島根が自然、当社で言うCW原子炉補機冷却水に通信するような手順になってましたので、
1:32:03	ベースとしては、島根3の1.5の、
1:32:07	手順を参考にしております。
1:32:26	北海道電力若狭並べようと大山並べてみたんですけど、並べたところで手順が余りにも違いまして構成を、
1:32:37	あまり参考にならなかったなので、取りまとめ資料のところに、の1.5のところは島根A41から女川さんの手順を一部参考に、させていただきましたという記載をしております。
1:32:52	取りまとめた資料の4ページの比較表のところですよ。
1:33:03	1.1.7ですね、後にも書いてますね。
1:34:53	規制庁秋本ですその他何かありますかでしょうか。よろしいければじゃ、次は、
1:35:00	何の説明になりますかね。説明、1.11はいお願いします。
1:35:26	技術的能力1.11説明させていただきます説明したい、させていただきたい箇所については、1点です、
1:35:36	前回6月23日のヒアリングコメント回答ということで、資料5-3、ヒアリングコメント回答リストをお願いします。
1:35:49	ページは4分の4ページ、ナンバー14になります。
1:35:55	前回ヒアリングでコメントをいただいた件といたしまして、自主対策設備である、注水せえ手術ビルピットへの注水配管の落下防止対策について、
1:36:08	具体的な対策の方針を記載することを検討し説明することということで、前回
1:36:17	回答概要のところに記載ございますが、今までの記載は、
1:36:20	落下防止対策を講じるということで具体的な記載をとっていませんでしたので検討いたしまして、当該配管は常設重大事故等対処設備の配管と同等の耐震性を確保した設計とさせていただいて、
1:36:36	使用済み燃料ピットへの落下防止を図ると方針2E C閉めましたので、
1:36:43	記載を変更させていただいております。変更箇所につきましては、比較表の
1:36:52	資料5-2の283ページになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:00	283 ページのさ、3 ポツの部分になりまして既設設備の悪影響防止対策ということで、今ご説明させていただいた内容を反映しております。
1:37:13	このページの上のところにポツで黄色いところありますがこちらは添コメント回答とは別でございまして記載の適正化ということで本文と添付資料で表現が合ってなかったのが修正した箇所になります。
1:37:27	1.11 の説明は以上になります。
1:38:08	規制庁アキモトです規制庁側から何か確認ありますでしょうか。
1:39:46	規制庁アキモトでその価格に何かありますでしょうか。よろしければ1.11 終わりで、次の
1:39:55	1.14。はい、お願いします。
1:40:07	北海道電力イチノセ木です。技術的能力1.14 についてご説明させていただきます。
1:40:14	資料は、6-1 から6-4 となります。
1:40:18	このうち、本日は主に資料6-2 及び6-3 を用いてご説明いたします。
1:40:24	その他の資料については、必要に応じて使用させていただきます。
1:40:29	資料6-4 のオオキサイ適正化リストになりますが、
1:40:33	8 ページのナンバー58 までが、
1:40:37	先日の7月に、11、12日のヒアリングにてご確認いただいた内容となっております、
1:40:45	No.60 からは今回の提出に合わせて修正した内容となっております。
1:40:51	本日の説明の流れですが、初めに、前回ヒアリングコメントにおける指摘事項につきまして、
1:40:58	資料6-3、ヒアリングコメント回答リストにてご回答させていただきます。
1:41:04	その後、前回ヒアリングからの主な修正点4件について、資料6-2、まとめ資料比較表にてご説明させていただきます。
1:41:14	それでは、ヒアリングコメントにつきましてご回答させていただきます。
1:41:19	資料6-3のヒアリングコメント回答リストNo. 3をご確認願います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:28	コメント内容ですが、継ぎ手接続式と、264 ページのクイックカップラ式の違いについて、
1:41:36	整理の上説明するようコメントいただいております。
1:41:40	本件につきましては、資料 6-2 の比較表になりますが、1-14、258 ページ。
1:41:48	と 264 ページに、新たに設備接続部の写真を追加しておりますので、
1:41:54	そちらを見ながら回答につきましてご確認願います。
1:42:01	回答になりますが、継ぎ手接続式等は、本センターの接続部、各コースを、接続先である継ぎ手、
1:42:12	月の受け口核熱に差し込み継ぎ手を押し下げること、ホースセンターを固定し、接続する方式となっております。
1:42:22	次に、クイックカップラになりますがこちらが 264 ページの方になります。
1:42:30	クイックカップラー式とは、本センターの接続部か個数を接続部の受け口に別にスライドさせ、ワンタッチではめ込むことにより、
1:42:41	コースを固定する接続方式となります。
1:42:45	補足になりますけども、技術的能力 1. 14 につきましては、ケーブルの接続及び燃料ホースの接続について記載しております、
1:42:55	それぞれ接続方式が異なることから識別して整理しております。
1:43:01	また、今回の修正にて接続方式の違いを見やすいように写真を追加してございます。
1:43:09	ヒアリングでのコメント回答については以上となります。
1:43:14	続いて、前回ヒアリングからの主な修正点 4 件につきまして説明させていただきます。
1:43:23	1 件目が、代替商用発電機の現場起動手順の要員変更に関する内容でございます。
1:43:30	資料 6-2 のまとめ資料比較表 1-1424 ページをご確認願います。
1:43:41	代替非常用発電機の現場起動手順において、現場で起動操作する要員を、参集要員である運転範囲として記載していましたが、
1:43:53	ホームページについては、S A 手順として整理していることから、発電所内で常駐している。
1:43:59	発電所災害対策要員のうち、運転員であることが適切と判断し、運転員に変更しています。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:07	手順書の改正内容修正内容としましては、発電課長加古当直から、
1:44:13	発電対策本部長への指示及び報告、並びに発電所対策本部長。
1:44:21	から運転班員への指示及び報告に関する手順を、を削除していますが、
1:44:26	操作内容に並行はございません。
1:44:30	また、
1:44:31	比較表の1-14-31ページになりますが、
1:44:38	運転員カッコ現場の要員数を1名から3名に変更しています。
1:44:45	代替非常用発電機の現場起動に関するトータルの要員としては変更ありません。
1:44:54	本件の修正につきましては代表して、本文手順にてご説明させていただきましたが、タイムチャートにも反映してございます。反映箇所につきましては、資料6-4、記載適正化リストに整理してございますので、
1:45:08	説明は、
1:45:10	5割愛させていただきます。
1:45:14	2件目の修正点になりますが、不要な直流負荷切り離し操作、
1:45:20	8時間以降の記載に関する内容になります。
1:45:24	資料6-2のまとめ資料比較表1-14-62ページをご確認願います。
1:45:37	不要な直流負荷切り離し操作については、全交流動力電源喪失時から2回に分けて実施しており、1時間以内、8.5時間以内と記載し整理しておりました。
1:45:49	不要な直流負荷かけない操作、8.5時間以内の操作開始時期については、
1:45:55	全交流動力電源喪失から8時間以降に実施し、30分以内に操作が完了するため、8.5時間以内と記載していましたが、
1:46:06	大飯と同様に、8時間以降に実施するため、8時間以降とし、記載内容を変更しました。
1:46:14	記載内容の変更の日で、操作内容については変更ございません。
1:46:19	他の条文においても同様な記載がありますので修正実施いたします。
1:46:24	なお、本件につきましては、技術的能力1.14の図表及び添付資料にも反映してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:34	資料 6-4 の記載適正化リスト 2 で整理してございますので、説明は後を割愛させていただきます。
1:46:42	3 件目の修正点になりますが、
1:46:46	添付資料 1-14-2 の、自主対策設備仕様の表に関する内容になります。
1:46:53	資料で言いますと、資料 6-2 まとめ資料比較表の 1-14 の 189 ページをご確認願います。
1:47:09	開閉所設備の記載について、
1:47:12	会場設備の記載については、275 k V 母線に関わる内容とすべきところ、開閉所設備のうち 275 k V 母線及び遮断器の内容が、
1:47:22	混在していたことから、275 k V 母線の内容に記載内容統一しました。
1:47:29	開閉所設備の個数の記載については、母線数を示していましたが、適切な表現ではなかったため、2 台という記載から、
1:47:40	2 系統という記載に、記載内容を変更修正しています。
1:47:45	また、
1:47:46	要領の記載については、遮断機の定格容量を記載していましたが、
1:47:52	275 k V 母線の定格容量に修正しています。
1:47:57	次に、同じ表の号炉間連絡予備ケーブルの個数については、
1:48:04	自主対策設備であるため、予備ケーブルの下、
1:48:08	予備ケーブルのをカウントしていませんでしたが、フクフクムタを適切と判断し、1 組からフタミに記載内容を修正しました。
1:48:23	4 件目の修正点になりますが、添付資料の
1:48:30	操作時間、括弧想定※書きに関する内容になります。
1:48:36	資料 6-2 まとめ資料比較表の 1-14 の 259 ページをご確認願います。
1:48:50	資料の中段にあります 3 ポツに記載してた内容になります。以前の資料では、
1:48:57	災害対策要員の操作時間、括弧想定について、
1:49:01	※書きで、今後の検討により変更となる可能性がある」と記載していましたが、先行実績を確認し、同様の記載はないこと。
1:49:12	及び今後も、想定時間の想定時間に関して変更はない方針のため、※書きに関する記載を削除いたしました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:23	主な修正点の説明については以上となります。また、その他の適正化内容については、軽微な修正となっておりますので、説明は5割愛させていただきます。
1:49:35	技術的能力1. 14のご説明については以上となります。
1:49:40	規制庁秋元です。では、規制庁側から何か確認ありますでしょうか。
1:49:50	規制庁の平本ですけどもよろしいでしょうか。
1:49:54	どうぞ。
1:49:57	規制庁の平本です。
1:50:03	今、説明していただいた、
1:50:06	クイックカップラーの資料のことですけども、
1:50:11	資料6-2の
1:50:13	比較表の263ページ、1、
1:50:28	ところの263ページのところに、
1:50:32	パネット添付ローリ及びホースは4移動でキーとか書いてありまして、当方接続クイックカプラ式となっていると。
1:50:42	ということで、次のページにピッカプラーの写真を掲載していただいているんですが、文章の3行目のところにですね、
1:50:54	%ムラタタンクローリン常時附属された物または継ぎ手成熟式のものを使用すると。
1:51:00	書いてあるんですけども、ここはどういうふうなことなのかというのをちょっと確認したいと思います。
1:51:11	北海道電力市野関です。
1:51:14	ここで記載している継ぎ手接続しきいのものについては、
1:51:18	可搬型タンクローリーから
1:51:22	d ずらず電気の燃料貯油槽に燃料補給するために使う。
1:51:26	ホールの接続方式となっております。現状、
1:51:30	この添付資料には、写真が添付していない状況となっております。
1:51:37	こちらの方については、
1:51:40	同様の写真としますと、
1:51:44	1-14の261ページ。
1:51:47	になります、
1:51:51	この

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:53	可搬型タンクローリーの接続孔にホースを接続して、燃料貯油槽に燃料補給するといった手順になっております。
1:52:03	こちらについては写真を、264 ページにステズ。
1:52:08	つけておりませんでしたのでこちらの方にも写真の方を追加、添付したいと思います。以上です。
1:52:19	規制庁の平本です。
1:52:21	この 263 ページに書いてある、
1:52:25	補給対象設備へのコースはっていうところを、
1:52:32	可搬型タンクローリー、常時接続されたものってというのが、クイックカップラー式で可搬型ホースのものが、
1:52:41	継ぎ手除く式のものってそういう理解なんでしょうか。
1:52:50	北海道電力イチノセ木です。可搬型タンクローリー譲受、常時接続されたものをに関しては、
1:53:01	常時接続されたホースを使う補給対象設備としては、ディーゼル発電機燃料いう貯油槽以外のものとなっております、
1:53:11	まず、次で接続式の燃料を使うものとしては、
1:53:17	ディーゼル発電機、燃料輸送、
1:53:21	となります。
1:53:24	以上です。
1:53:28	規制庁平本です。ちょっと確認なんですけども、
1:53:34	代替非常用発電機及び可搬型代替電源車への接続というのをピックアップらしきで、貯油槽等、それから
1:53:45	燃料タンク S A は次鉄続式と、
1:53:49	そういうことでしょうか。
1:54:06	北海道電力市野関です。
1:54:08	へえ。
1:54:10	1-14 の 262 ページをご確認願います。
1:54:19	ええ。
1:54:21	3 ポツの中段に入り、
1:54:24	燃料給油対象設備は書いておりますけども、
1:54:29	代替常用発電機、間形代替電源車が
1:54:35	クイックカップラー式となっております、
1:54:39	可搬型直流電源発電機、可搬型大型送水ポンプ車は、
1:54:46	燃料がね直接燃料窮する、
1:54:51	補給方法となっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:55	この上四つにつきましては、
1:54:58	へえ。
1:54:59	資料は、263 ページに記載して記載している可搬型タンクローリーと常時接続されたもの、ホースを使用しております、
1:55:09	ディーゼル発電機の燃料貯油槽に関しては、
1:55:14	次で接続した式のものを使用しております。
1:55:19	以上です。
1:55:22	規制庁平本です。理解しました。私からは以上です。
1:55:30	規制庁秋本ですその他ありますでしょうか。よろしければ付録 2 ですか。200 度 2 P d でよろしいですか。
1:55:39	はい。お願いします。マイクを。
1:55:52	北海道電力の尾川です。それでは引き続きまして有効性評価ブックに C V 温度圧力に関する評価についてご説明させていただきます。資料まず 7-3、コメントヒアリングコメント回答リストから説明させていただきます。
1:56:12	こちらの方の 2 分の 2 ページに、ナンバー七、八が 6 月 6 日にいただいたコメントがございまして、
1:56:23	本日そちらの方 2 件、回答させていただきます。まず 1 件目ですけれども女川で作成している資料について泊の説明資料の作成方針を確認した上で泊が作成しない理由を改めて整理し説明すること。
1:56:37	ちょっとコメントいただいておりましたが、今回まずちょっと比較表ですけれども比較表ページ、参考の目次の 1 にすいませんちょっと、
1:56:50	1 ページの振り方が、
1:56:52	すいません、資料番号。
1:56:56	すいません資料番号比較表、資料番号 7-2 の、
1:57:02	ページ数でいきますと 3-も 9-1 というところに目次を記載してございます。すいませんちょっと内部資料で 144 分のシリーズの
1:57:16	一番最後の部分になってございます。
1:57:20	すいませんちょっとページの振り方がちょっとわかりにくくなってしまって大変恐縮なんですけれども、そちらの方ですと女川 2 号炉では補足 1 から 26 という資料が作成されているんですけれども、
1:57:35	我々の方で今回、えーとですね、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:39	相違理由の方をこの目次にですね記載した上で、
1:57:46	まず、鳥栖、例えばですけれども補足7の改良EPDM製シール材の試験についてというものです。の場合でしたら、
1:57:58	泊の場合でわかるEPDMS Aシール材を採用していないのでこちらの方は作成しないと。
1:58:05	また、例えば補足の13ですとサプレッション・チェンバに関する内容に書いてますのでこちらの方は、作成当該設備なしということで、
1:58:15	作成しない、あとは記載箇所ですねもうすでに従前の資料にて女川で議論されているものが記載されているという部分については、比較表のページ数も、または資料を、名称ですね。
1:58:29	そちらの方をそういう理由に記載させていただいてございます。で、今回新規に作成したのは、黄色ハッチングとさせていただいております参考資料9から21ですねこちらの方を、
1:58:41	新規で作成させていただきました。
1:58:45	まず1点目の回答にし、つきましてNo.7の回答については以上となります。引き続きましてC、
1:58:55	資料7-3 ヒアリングコメント回答リストのナンバー8位のエアロックの評価について化学反応の交流について確認し、説明することと、
1:59:05	コメントいただいておりますけれども、こちらの方参考資料-18ですね今回新規作成したのですが、化学薬品や核分裂生成物のシール機能への影響についてという資料を、
1:59:20	新規作成こちらも女川ベースで作成いたしまして、エアロックに具体的には化学反応って何に対してっていう部分なんですけれどもアノやオクに使用しているシリコンゴムシール材に対しての、
1:59:33	化学反応を考慮しても、シール機能について問題がないっていうことをこの参考資料1078の中でですね記載してございます。
1:59:45	コメントを回答としましては材料が約にはなりますけども以上になります。また、資料7-4、記載適正化リストにつきましては、
1:59:57	記載の通りとなっておりますので都市説明のほう割愛させていただきます。
2:00:04	ご説明としては以上になります。
2:00:10	規制庁秋本です。それでは規制庁側から何か確認ありますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:24	規制庁アキモトです。
2:00:26	とりあえず発足というか参考資料も、
2:00:33	BWRの最新知見を踏まえて、準備していただいたということで、
2:00:43	認識しました。
2:02:25	規制庁脇本です。それではその他、よろしいでしょうか。
2:02:33	よろしければ、じゃあ、本日のヒアリングを終了します。お疲れ様でした。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。